定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月二十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

オール・ペーパー・アンド・プリンティング・プロダクツ株式会社

代表取締役　タン・ウィ・シアン

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月二十八日

神戸市西区玉津町新方字東方二五七番地

角一ゴム工業株式会社

代表取締役　宮田　直樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、サンコー開発株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十一月二十八日

大阪市西区立売堀一丁目九番二八号

サンコーインダストリー株式会社

代表取締役　奥山　淑英

限定承認公告

本籍千葉県野田市宮崎二五番地、最後の住所千葉県野田市山崎二二七九番地　市営住宅二―二―四八　被相続人　亡　小沼　禧彦

右被相続人は平成二十五年八月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十八日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十八日

千葉県野田市七光台四四一番地　七光台ハイツ二〇一　限定承認者　高橋真理子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十八日付第二五七号

●十月二十五日付衆会第四号六四ページ●同日付政府調達第二二四号二四ページ

正誤

ページ	段	行	誤	正
九	下	終りから一〇	第四十三条の三の二十二	第四十三条の三の二十二第一項
〃	〃	〃	九	六
〃	〃	〃	第十四条中	第十四条
〃	〃	〃	四	第四十三条の三の二十二第一項
〃	〃	〃	第四十三条の三の二十二第一項	第七条第一項
〃	〃	〃	第七条第一項	第七条第一項の表第三号チ及び第三号の二
〃	〃	〃	四～第六十七条第一項の表第三号チ及び第四号	第六十七条第一項の表第三号チ及び第四号
一〇	上	三	に、	に改め、同条を第九十一条とする。
〃	下	終りから二～一	第四十三条の三の二十二第一項	第四十三条の三の二十二第一項
一一	上	一九	規則	規則
〃	〃	〃	第三十九号	第十二号

一一ページ上段一一行目「原子炉設置者」を「発電用原子炉施設者」に」を削除する。

一一ページ上段終りから一五行目から一四行目は削除する。

一一ページ下段六行目から二六行目までは次のとおりの誤り。

第七条第一項中「第三十四条」を「第四十三条の三の二十一」に「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項の表第一号ハ中「第十一条第一項第五号」を「第八十一条第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第十一条第一項第四号」を「第八十一条第一項第四号」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「第十条」を「第八十条」に、「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三第二項」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

一一ページ下段終りから一九行目から一七行目までは次のとおりの誤り。

第七条第一項の表第二号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に「原子炉に係る」を「発電用原子炉に係る」に改め、同号ホ及び同号ヘ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同表第三号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号ロ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、第十二号を第十三号とし、同表第十一号中「第十五条の二に」を「第九十一条に」に改め、同号ロ及び同号ハ中「第十五条の二第二項第一号」を「第九十一条第二項第一号」に改め、同号を第十二号とし、同表第十号中「第七条の五第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同号を第十一号とし、同表第九号中「第七条の三」を「第六十九条」に改め、同号を第十号とし、同表第八号イ中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号を第九号とし、同表第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同表第五号ロ中「採つた」を「採つた」に改め、同号を第六号とし、同表第四号イ中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号ニ中「なつた」を「なつた」に改め、同号を第五号とし、同表第三号の二を第四号とし、同表第三項中「第一項の表第五号イ」に改め、同条第四項中「第一項の表第四号ニ」を「第一項の表第五号ニ」に改め、同条第五項中「第一項の表第五号ニからへまで」を「第一項の表第五号ニからへまで」に、「なつた」を「なつた」に改め、同条第六項中「第一項の表第四号ニ及びホ」を「第一項の表第五号ニ及びホ」に改め、同条第七項中「第一項の表第四号チ及びリ、第五号、第八号イ及びロ並びに第十号」を「第一項の表第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十一号」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条を第六十七条とする。

一一	下	終りから一〇	法人」に改め	法人」を加え
一二	上	四	第四十三条の八第一項	第四十三条の三第八十一条の八第一項
〃	〃	六～七	第四十三条の三第五号	第四十三条の三第八十一条の八第五項
〃	〃	八～九	に、「様式第一」を「様式第十」に改め	に改め

一二ページ上段九行目と十行目の間に次の一行を加える。

第三条の二から第三条の十七までを削る。

一二	上	終りから一九	次の二条
一三	〃	九	おいては、
一五	〃	七～又は	及び
一六	下	〃	第三号欄第六号の
〃	〃	〃	一二表の下欄第六号の
〃	〃	終りから五	表三の項に
〃	〃	〃	四表一の項及び二の項
一七	〃	〃	四発電用原子炉施設
一八	〃	終りから九～八	当該検査
一九	上	四	同規則第八十四条第一項
〃	〃	終りから四	設置する者

同条の次に次の五十八条において、

及び

第三号欄第六号に掲げる

表一の第一号及び第二号

発電用原子炉施設

当該溶接事業者検査

同令第八十四条第一項

原子炉設置者

一九ページ下段一四行目「ついては」の下に「、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は」を加える。

二〇	上	〃	七～八	者については
〃	〃	〃	九	あつては
〃	〃	〃	一三	第三項
〃	〃	終りから四	〃	前項
二一	〃	〃	一五	原子炉の停止余裕
二二	下	〃	二四	〃
二〇	〃	〃	三	「技術基準規則という。」
〃	〃	終りから一四～一三	〃	原子炉を安全

七係る

発電用原子炉の停止余裕

「技術基準規則」という。

発電用原子炉を安全

平成二十五年四月四日掲載の大阪家庭裁判所岸和田支部に係る平成二十五年（家）第四五〇号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一四	二	終りから七	大阪府大阪市西成区

大阪府和泉市

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）